

ISSB アジェンダ協議に対する意見書（案）

2023 年 8 月〇日
非財務情報の開示指針研究会

問 1

(a) 次の活動をどのように優先順位付けするか。（最も優先度が高いものを 1、最も優先度が低いものを 4 とする）

- ・ 新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始
- ・ ISSB 基準（IFRS S1 基準及び S2 基準）の導入の支援
- ・ ISSB 基準の的を絞った拡充に関するリサーチ
- ・ SASB 基準の向上

(b) 付けた順位の理由を説明し、各活動において ISSB が優先すべき業務の種類を特定して下さい。

(c) ISSB の作業に含めるべき他の活動はあるか。ある場合、それらの活動について説明するとともに、それらが必要な理由について説明して下さい。

問 1 (a)

1. 当研究会としては、「ISSB 基準（IFRS S1 基準及び S2 基準）の導入の支援」及び「新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト」の二点の優先度を高く位置付けるべきと考える。また、「他のサステナビリティ開示基準との相互運用性の確保」は、基礎となる活動として、適時に取り組まれるべきであると考ええる。

問 1 (b)

（ISSB 基準（IFRS S1 基準及び S2 基準）の導入の支援について）

2. 我々は、IFRS サステナビリティ開示基準（IFRS S1 号、S2 号）の導入が、利用者の意思決定にとって有用な情報を提供するという基準の目的を達成する形で、着実に進められていくことが第一に重要であると考ええる。そのため、次期作業計画においては、IFRS S1 号、S2 号の導入支援の優先度を高めることを ISSB に提案する。
3. 2023 年 6 月に IFRS S1 号及び S2 号が最終化されたことを受け、今後、世界各国の企業における導入が進んでいくと思われる。その中で、基盤となる基準である IFRS S1 号と、トピック別基準である IFRS S2 号の一貫性を含む、IFRS サステナビリティ開示基準を適用する上での実務的な課題が明らかになってくることが予想される。我々は、ISSB がそれらの課題を十分に見極めた上で、基準の柔軟性と規範性のバランスを保つことを念頭に置きつつ、必要な議論を行い、ガイダンスや解釈を示すといったフォローを行っていくべきであると考ええる。
4. その他、IFRS S1 号及び S2 号の導入を検討している作成者に対するウェビナーの実施をはじめとしたキャパシティ・ビルディングも、その導入を支援していく上で有益であると考えられる。様々な法域において IFRS サステナビリティ開示基準に関する共通の理解を得ることにより、作成者においては、そのサプライチェーンに属する関連企

業からの情報の入手が容易となり、利用者においては、比較可能なサステナビリティ関連情報を世界各国の企業から入手しやすくなるというメリットがある。

5. 反対に、この段階で明らかになる課題が十分に対処されないまま新プロジェクトのみに注力すると、IFRS サステナビリティ開示基準全体としての一貫性が確保されなかったり、他のトピック別基準の開発においても類似の問題が発生したりする可能性がある。これを防ぐためにも、IFRS サステナビリティ開示基準の IFRS S1 号及び S2 号の導入に向けた支援は着実に実施されるべきであると考えている。

(新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始について)

6. 我々は、上記に述べた IFRS サステナビリティ開示基準の導入が着実に進むことを前提として、それらの導入支援と同程度に、新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始も優先度が高いと考えている。
7. サステナビリティ課題に対する情報ニーズの高さや、EU をはじめとした様々な法域での活発な活動を踏まえると、グローバル・ベースラインの構築をミッションとする ISSB においても、新プロジェクトに向けたリサーチを早期に開始すべきである。また、一般目的財務報告の利用者の意思決定に有用な情報を提供するという目的を有する ISSB 基準において、複数のトピックに関する議論が進められていくことにより、サステナビリティ報告に関するグローバルな議論がより活発化するものと考えている。
8. その際、新たなプロジェクトを決定する前に、目指している基準開発のおおよその時間軸を含め、ISSB が最終的に開発を目指す IFRS サステナビリティ開示基準群の全体像について検討することを ISSB へ推奨する。全体像を先に示すことによるメリットは、以下の通りと考えられる。
 - a) 将来、基準が策定される全トピックについて、ISSB 自身が見通しを持つことにより、基準間の境界を明確にした上で、各基準の検討を進めることが可能となる。すなわち、複数のトピックにまたがるような情報がある場合、どのトピック別基準においてその情報についての要求事項を含めるべきか、ISSB はより広い観点から適切に検討を行うことができると考える。この点、IFRS S2 号を策定した際には、将来策定される基準群の全体像がなかったため、気候に関連する情報であって自然にも関連するような情報を、IFRS S2 号の範囲に含めるべきか、判断が難しいという懸念の声が産業界から多く寄せられた。また、今回の情報要請に基盤となる作業として含まれている「ISSB 基準の拡充に関するリサーチ」についても、基準群の全体像を考慮することにより、どのトピック別基準に含まれるべき内容なのか、ISSB においてより良い判断を行うことができると考える。
 - b) 将来、基準が策定される全トピックについて、IFRS サステナビリティ開示基準を適用する企業が見通しを持つことができる。これにより、企業はトピック別基準が ISSB によって策定されるよりも前に、当該領域に関連する情報の収集及び開示に

リソースを割り当て、徐々に準備を始めることができる。また、ISSB にとっては、当該領域に関する開示の実務が積みあがることにより、基準開発の基礎となるリサーチが容易になり、過度なコストを要さない合理的な要求事項を策定することができる。

(他のサステナビリティ開示基準との相互運用性の確保について)

9. 複数の異なる開示基準や開示要求が乱立している状況は、作成者及び利用者の双方にとって複雑でコストがかかる。IFRS サステナビリティ開示基準とその他のサステナビリティ開示基準等との相互運用性の確保を促進するため、ISSB は、他の基準設定主体との協働を引き続き進めていくべきである。その際、先行している法域・地域等のサステナビリティ開示基準等を安易に IFRS サステナビリティ開示基準に取り込むといった形での相互運用性の確保ではなく、ISSB として、目的に照らしてあるべき開示は何であるかをよく検討し、相違点がある場合はその部分を明確にした上で、その背景の分析を行うことが必要と考える。そして、相互運用性の確保の観点からは、少なくともサステナビリティ開示基準のグローバル・ベースラインとして活用されるべき部分については、先行している法域・地域等の開示基準等の改訂可能性も含めて当該開示基準設定主体との議論を ISSB がリードすることを期待する。

問 1 (c)

10. 我々は、問 1 (b) への回答でも記載した通り、ISSB が最終的に開発を目指す IFRS サステナビリティ開示基準群の全体像について検討することを ISSB へ提案する。

問 2

(a) ISSB は適切な規準を特定したと考えるか。

(b) ISSB は他の規準を考慮すべきか。すべきである場合、それはどのような規準か。理由は何か。

- ① 投資者にとっての当該事項の重要度 (importance)
- ② 企業が当該事項に関する情報を開示する方法に欠陥があるかどうか
- ③ 当該事項が影響を与える可能性が高い企業の種類 (当該事項が一部の産業及び法域で、他よりも広まっている (prevalent) かどうかを含む)。
- ④ 当該事項が企業にとってどのくらい普及している (pervasive) 可能性が高いか、又はどのくらい深刻である (acute) 可能性が高いか
- ⑤ その潜在的なプロジェクトは、作業計画における他のプロジェクトとどのように相互につながりを有するか
- ⑥ 潜在的なプロジェクト及びその解決策の複雑性及び実行可能性
- ⑦ ISSB 及び利害関係者が当該プロジェクトを適時に進めるためのキャパシティ

問 2 (a)

11. 情報要請に記載されている規準のうち、ISSB は以下の 3 点 (①、④、⑤) を特に重視すべきであると考ええる。

(①投資者にとっての当該事項の重要度)

12. IFRS サステナビリティ開示基準の目的は、一般目的財務報告の主要な利用者の意思決定に有用な情報の開示を要求することであることに鑑み、サステナビリティ関連報告事項の優先順位付けを行うに当たっては、投資者にとっての重要度に焦点を当てるべきと考える。

(④当該事項が企業にとってどのくらい普及しているか、又は企業にとってどのくらい重大か)

13. 当該事項の企業にとってどのくらい普及しているか、企業にとって重大かという点もまた、重要な規準であると考え。企業において普及しているということは、当該事項に対する情報ニーズが高い、又は当該事項について企業における取組が進んでいるということを表すため、重要性が高いと考えられる。
14. なお、本規準に照らして評価を行う際には、企業にとってのリスクだけでなく、「企業による価値創造にとってどのくらい重要か、価値創造にどのくらい関連しているか」という点も重要であることを強調する。

(⑤その潜在的プロジェクトが、作業計画上の他のプロジェクトとどのように相互につながりを有するか)

15. 上記に加えて、当該プロジェクトと他のプロジェクトの相互のつながりについても、優先的に考慮すべきであると考え。例えば、あるサステナビリティ課題に取り組むことが、別のサステナビリティ課題に対して不利益をもたらすこともあるため、新たなサーチャージ及び基準設定のプロジェクトの開始を決定する場合には、ISSBはその点を念頭に置き、複数のプロジェクト間で齟齬や矛盾が生じたりする可能性がないか、プロジェクトを開始する前に慎重に検討する必要がある。

問 2 (b)

(コメントなし)

問 3

(a) 2 年間の作業計画における新たなプロジェクトのための ISSB のキャパシティが限定的であることを考慮すると、ISSB は単一のプロジェクトを優先して大きな進展を図るべきか、それとも、複数のプロジェクトに取り組み、それぞれのプロジェクトで段階的な (incremental) 進展を図るべきか。

(i) 単一プロジェクトとする場合、どのプロジェクトを優先すべきか。付録 A の 4 つのプロジェクトから選択することも、その他のプロジェクトを提案することも可能。

(ii) 複数のプロジェクトとする場合、どのプロジェクトを優先すべきか。また、最も高いものから最も低いものの順に、相対的な優先度はどのようなものか。付録 A の 4 つのプロジェクトから選択することも、その他のプロジェクトを提案することも可能。

- 生物多様性、生態系及び生態系サービス
- 人的資本
- 人権
- 報告における統合
- その他

問 3 (a)

16. 問 2 に対する回答で述べた 3 つの規準に照らして回答する。まず、①投資者にとっての重要度という規準に照らして考えた場合、日本では、2023 年 3 月 31 日以降に終了する事業年度に係る有価証券報告書から、サステナビリティ全般に関する企業の取組の開示のほか、特定のトピックとして、人的資本及び人材の多様性に関する開示が求められることになった。これは、これらの情報に対する一般目的財務報告の利用者の関心が、一定程度、高まっていることを示唆するものである。
17. 次に、④企業への普及度、深刻度している可能性が高いかという規準に照らして考えた場合、各サステナビリティ・トピックに関する企業の取組のレベルは企業によって異なっており、日本においても、生物多様性について先進的な取組を行っている企業もあれば、人権についての取組を重視している企業もある。IFRS S1 号及び S2 号公開草案への意見書でも述べたとおり、企業の競争力の源泉やビジネスモデルは多様であることから、サステナビリティ・トピックの重要性は企業や産業によって異なると思われる。
18. 最後に、⑤当該潜在的プロジェクトと他のプロジェクトとの相互のつながりという規準に照らすと、生物多様性に関するプロジェクトは、気候変動、水・海洋資源、循環型経済といった他のトピックとの関係について、プロジェクトへの着手前に慎重な検討が必要な分野であると考えている。
19. 以上 3 つの点を踏まえ、当研究会として、今回の情報要請で挙げられたプロジェクトの優先順位付けは行わない。
20. ただし、新たなプロジェクトのための ISSB のキャパシティが限定的であることを考慮すると、ISSB は、IFRS サステナビリティ開示基準群の全体像を示しつつ (問 1 (b))

に対する回答を参照のこと)、適切な規準を用いて優先順位を付けた上で(問2(a)に対する回答を参照のこと)、優先度が高いと判断されたプロジェクトから取り組むべきであるとする。

問4

(a) A11 項で特定されたサブトピックのうち、最も優先順位が高いものはどれか。該当するものをいくつでも選択して下さい。特に投資家の情報ニーズを考慮して、選択した項目の相対的な優先度を説明して下さい。特定されていないサブトピックを提案することも可能。

- サブトピック(並びに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会)の簡潔な説明
- 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当該サブトピックの重要度、並びに関連情報の投資家にとっての有用性に関する見解
 - ✓ 淡水・海水資源及び生態系の利用
 - ✓ 土地利用及び土地利用の変化
 - ✓ 公害(大気、水、土壌への排出を含む)
 - ✓ 資源開発(例: 素材調達、循環型経済)
 - ✓ 侵略的な外来種
 - ✓ その他—具体的に記載して下さい

(b) 生物多様性・生態系・生態系サービスに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会は、様々なビジネスモデル、経済活動、及び特定の業界への参加を特徴付ける他の共通の特性、又は所在地によって実質的に異なることから、サステナビリティ関連のリスク及び機会のパフォーマンスを把握するための指標は、関連する業界、セクター、又は所在地に特化して調整する必要があると考えるか。(Yes/No)

その理由を説明するとともに、このトピックに関するサステナビリティ関連のリスク及び機会が、様々な業界、セクター、所在地において、(i)どのように実質的に異なるか、又は(ii)どのように実質的に同じであるか、例を示して下さい。

(c) このプロジェクトを実施するにあたり、ISSBは、投資家のニーズに応えることにISSBが焦点を当てていることを考慮しつつ、プロジェクトを迅速に進めるため、ISSB並びにその他の基準設定主体及びフレームワーク提供者の資料を活用し、基礎とする可能性がある。A13項で参照している資料又は組織のうち、ISSBが本プロジェクトを推進する上で活用し、優先すべきものはどれか。該当するだけの数を選択して下さい。

特に投資家の情報ニーズを参照して、選択した項目と相対的な優先度を説明して下さい。記載されていない資料を提案したい場合は、「その他」を選択し、コメント欄に提案を記入して下さい。必要と考えるだけの数の資料を提案可能。

ISSBがフィードバックを分析するのに役立つため、可能であれば、その資料を考慮することが重要であるとする理由を説明して下さい。

問4(a)

(コメントなし)

問4(b)

(コメントなし)

問 4 (c)

(コメントなし)

問 5

(a) A22 項で特定されたサブトピックのうち、最も優先順位が高いものはどれか。該当するものをいくつでも選択して下さい。特に投資家の情報ニーズを考慮して、選択した項目と優先順位の相対レベルを説明して下さい。特定されていないサブトピックを提案することも可能。

ISSB がフィードバックを分析するのに役立てるため、可能であれば、以下を提供して下さい。

- サブトピック（並びに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会）の簡潔な説明
- 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当該サブトピックの重要度、並びに関連情報の投資家にとっての有用性に関する見解
 - ✓ 労働者のウェルビーイング（メンタルヘルス・福利厚生（benefits）を含む）
 - ✓ DE&I
 - ✓ 従業員エンゲージメント
 - ✓ 労働力投資
 - ✓ 代替労働力（alternative workforce）
 - ✓ バリューチェーンにおける労働条件
 - ✓ 労働力構成とコスト
 - ✓ その他－具体的に記載して下さい

(b) 人的資本に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会は、様々なビジネスモデル、経済活動、及び特定の業界への参加を特徴付ける他の共通の特性、又は所在地によって実質的に異なることから、サステナビリティ関連のリスク及び機会のパフォーマンスを把握するための指標は、関連する業界、セクター、又は所在地に特化して調整する必要があると考えるか。（Yes/No）

その理由を説明するとともに、このトピックに関するサステナビリティ関連のリスク及び機会が、異なる業界、セクター、所在地において、(i)どのように実質的に異なるか、又は(ii)どのように実質的に同じであるか、例を示して下さい。

(c) このプロジェクトを実施するにあたり、ISSB は、投資家のニーズに応えることに ISSB が焦点を当てていることを考慮しつつ、プロジェクトを迅速に進めるため、ISSB 並びにその他の基準設定主体及びフレームワーク提供者の資料を活用し、基礎とする可能性がある。A25 項で参照している資料又は組織のうち、ISSB が本リサーチを推進する上で優先すべきものはどれか。該当するだけの数を選択して下さい。

特に投資家の情報ニーズを参照して、選択した項目と相対的な優先度を説明して下さい。記載されていない資料を提案したい場合は、「その他」を選択し、コメント欄に提案を記入して下さい。必要と考えるだけの数の資料を提案可能。

ISSB がフィードバックを分析するのに役立てるため、可能であれば、その資料を考慮することが重要であるとする理由を説明して下さい。

問 5 (a)

(コメントなし)

問 5 (b)

(コメントなし)

問 5 (c)

(コメントなし)

問 6

(a) 人権に関するトピックの中で、ISSB のリサーチにおいて優先的に取り組むべきと思われるサブトピックや論点はあるか。必要と思われるものは、いくつでも提案可能。ISSB がフィードバックを分析するのに役立てるため、可能であれば、以下を提供して下さい。

- ・ サブトピック（並びに関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会）の簡潔な説明
- ・ 企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する当該サブトピックの重要度、並びに関連情報の投資家にとっての有用性に関する見解

(b) 人権に関連するサステナビリティ関連のリスク及び機会は、様々なビジネスモデル、経済活動、及び特定の業界への参加を特徴付ける他の共通の特性、又は所在地によって実質的に異なることから、サステナビリティ関連のリスク及び機会のパフォーマンスを把握するための指標は、関連する業界、セクター、又は所在地に特化して調整する必要があると考えるか。（Yes/No）

その理由を説明するとともに、このトピックに関するサステナビリティ関連のリスク及び機会が、様々な業界、セクター、所在地において、(i)どのように実質的に異なるか、又は(ii)どのように実質的に同じであるか、例を示して下さい。

(c) このプロジェクトを実施するにあたり、ISSB は、投資家のニーズに応えることに ISSB が焦点を当てていることを考慮しつつ、プロジェクトを迅速に進めるため、ISSB 並びにその他の基準設定主体及びフレームワーク提供者の資料を活用し、基礎とする可能性がある。A36 項で言及した資料や組織のうち、ISSB が本リサーチを推進する上で優先すべきものはどれか。該当するだけの数を選択して下さい。

特に投資家の情報ニーズを参照して、選択した項目と相対的な優先度を説明して下さい。記載されていない資料を提案することも可能—「その他」を選択し、コメント欄に提案を記入して下さい。必要と考えるだけの数の資料を提案可能。

ISSB がフィードバックを分析するのに役立てるため、可能であれば、その資料を考慮することが重要であるとする理由を説明して下さい。

問 6 (a)

(コメントなし)

問 6 (b)

(コメントなし)

問 6 (c)

(コメントなし)

問 7

- (a) 報告における統合プロジェクトは、ISSB のリソースを集中的に使用する可能性がある。これは、トピック別基準の開発ペースを鈍らせる可能性があることを意味するが、一方で、IFRS 財団の一連の資料の価値を最大に発揮させるのに役立つ可能性がある。ISSB の新たな 2 年間の作業計画の一環として、3 つのサステナビリティ関連トピック（生物多様性・生態系・生態系サービス、人的資本、人権）との関連において、報告における統合プロジェクトを進めることについて、どのように優先順位を付けるか。
- 報告における統合プロジェクトは優先度が高い（higher priority）
 - 報告における統合プロジェクトは優先度が低い（lower priority）
- (b) 報告における統合プロジェクトを優先的に検討すべきと考える場合、必要な調整作業を踏まえると、IASB との正式な共同プロジェクトとして進めるべきか、ISSB のプロジェクト（正式な共同プロジェクトでなくとも、必要に応じて IASB からのインプットを活用可能）として進めるべきか。どのように実施すべきと考えるか、またその理由を説明して下さい。
- 正式な共同プロジェクト
 - ISSB のプロジェクト
- (c) 報告における統合プロジェクトを進めるにあたり、ISSB は以下の概念を活用し、取り込むべきと考えるか。
- (i) IASB の公開草案「経営者による説明」
賛同する場合は、ISSB が取り込むべきと考える具体的な概念を説明して下さい。賛同しない場合は、その理由を説明して下さい。（Yes/No）
- (ii) 統合報告フレームワーク
賛同する場合は、ISSB が取り込むべきと考える具体的な概念を説明して下さい。賛同しない場合は、その理由を説明して下さい。（Yes/No）
- (iii) その他の情報源
賛同する場合は、ISSB が取り込むべきと考える情報源及び具体的な概念を説明して下さい。賛同しない場合は、その理由を説明して下さい。（Yes/No）
- (d) ISSB が本プロジェクトを進める場合、ISSB に対して他の提案はあるか。

問 7 (a)

21. 本プロジェクトで議論される統合の概念は、IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準に基づいて報告される情報を組み合わせ、企業が価値を創造するプロセスを示すための基盤となるものである。本情報要請において述べられているとおり、本プロジェクトからもたらされる枠組みは、IFRS 財団の一連の資料の価値を最大に発揮させるのに役立つ可能性があることから、本プロジェクトは、今後トピック別基準の開発を進めていくための前提として重要性の高いプロジェクトであると考ええる。
22. なお、本情報要請において、本プロジェクトを進めることはトピック別基準の開発ペースを鈍らせる可能性があるとして述べられているが、我々は、IIRC が開発した国際統合報告フレームワーク（以下、IR フレームワークという）、及び IASB が公表した公開草案「IFRS 実務記述書「経営者による説明」」（以下、MC という）を含む既存の資料を最

大限に活用し、効率的に議論を進めるべきと考える。我々は、IR フレームワーク及び MC は、財務諸表以外の情報の開示にあたり主要な部分をカバーしうる枠組みであると認識しており、これらを統合することにより、IFRS 財団の一連の資料の体系を示すことが可能になると考える。詳細については、問 7 (c) 及び (d) に対する回答を参照されたい。

問 7 (b)

23. 問 7 (a) でも述べた通り、本プロジェクトは、IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準に基づいて報告される情報を組み合わせ、企業が価値を創造するプロセスを包括的に報告する枠組みについて議論するものであることから、ISSB と IASB との正式な共同プロジェクトとして進めるべきである。詳細については、問 7 (d) に対する回答を参照されたい。

問 7 (c)

24. 我々は、IR フレームワーク及び MC の概念を基盤として、本プロジェクトを進めるべきと考える。詳細については、問 7 (d) に対する回答を参照されたい。
25. 日本においては、過去約 10 年間にわたって、統合思考に基づく報告に向けた努力が重ねられてきており、現在 800 社以上の企業が統合報告書を発行している。統合報告書を作成する日本企業の多くにおいては、IR フレームワーク及び経済産業省が発行した「価値協創ガイダンス」が参照されてきている。「価値協創ガイダンス」は、情報開示や投資家との対話の質を高めるため、投資家に伝えるべき情報を体系的・統合的に整理した手引きであり、本プロジェクトとも方向性を一にするものである。これを踏まえ、ISSB が本プロジェクトを推進する際には、価値協創ガイダンスについても参考にさせていただくことを提案する。

Guidance for Integrated Corporate Disclosure and Company-Investor Dialogue for Collaborative Value Creation 2.0

(https://www.meti.go.jp/english/policy/economy/corporate_accounting/pdf/20221129_guidance.pdf)

26. また、組織が自らの固有のインタンジブルズをいかに創造又は特定し、管理し、組み合わせ、活用するかについて報告することを助け、促進することを目的として発行された、「WICI インタンジブルズ報告フレームワーク」についても参考にさせていただくことを提案する。これは、IR フレームワークにおける 6 つの資本のうちの、人的資本、組織資本、及び社会・関係資本のうちの関係資本面を包含する知的資本に焦点を当てたものである。

WICI Intangible Reporting Framework

(https://wici-global.com/index_ja/wp-content/uploads/2021/10/WIRF-ver01.pdf)

問 7 (d)

27. 本研究会は、現行の IR フレームワーク及び MC の内容には特段の問題がないと考えている。特に IR フレームワークは、統合思考に基づく、企業の価値創造に関する包括的な報告のための枠組みとして世界各国で広く使われていることから、報告における統合プロジェクトにおける有用な基盤となり得ると考えている。したがって、本プロジェクトにおいて、企業報告の枠組みに関する全く新たなガイダンスをゼロから開発する必要はない。
28. 他方で、IR フレームワーク及び MC は、投資家に企業の将来性を評価するための洞察を提供するという類似した目的を持っているものの、そのアプローチや用語の定義などに違いがある。本研究会は、IASB 及び ISSB に対し、IR フレームワーク及び MC について類似点及び相違点について調査を行った上で、両文書を統合し、一つの企業報告の枠組みを示すことを提案する。
29. 当該枠組みにおいては、IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準と同様、一般目的財務報告の利用者が意思決定を行う際に有用な企業の情報を提供するという目的を明確にした上で、その枠組みを用いて開示を行う企業が、その企業の価値創造を支える要素に関する情報を論理的に示せるようにすることが重要である。特に、企業のビジネスモデルや戦略といった要素については、企業の価値創造能力に直結するにも関わらず、IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準には明示的に定められていないため、本プロジェクトにおいて、その開示について指針を示すことは有益であると考ええる。
30. また、作成者が当該枠組みの役割と使い方を正しく理解できるよう、IFRS 会計基準及び IFRS サステナビリティ開示基準との関係における当該枠組みの位置付けを明確に定めることを提案する。そうすることにより、企業は、企業報告において統合の概念がどのように適用されるべきかについて理解することができるため、価値創造に関する情報を包括的に利用者へ提供することができるようになるものと考ええる。
31. なお、財務情報とサステナビリティ関連財務情報のつながりは、報告における統合において不可欠な要素であることから、本プロジェクトは、ISSB と IASB との共同プロジェクトとすることが望ましいと考える。また、MC に対しても世界から様々なフィードバックが寄せられていると認識しており、それらのフィードバックを活用しつつ、本プロジェクトを進めていくべきである。
32. 我々は、ISSB の設立の背景及び ISSB の責務について十分に理解しており、財務情報及びサステナビリティ関連財務情報の結節点に位置する議論について、全て無条件に両審議会の正式な共同プロジェクトとするべきであるとは考えていない。ただし、当面の間は、IR フレームワークと MC の統合、又はそれらの一部見直しに繋がりうる議論が必要であり、それらのプロジェクトについては両審議会の共同プロジェクトとして進めることについて、特に積極的な意義があるものと考ええる。

問 8

ISSB の活動及び作業計画について、他にコメントはあるか。

問 8

33. 「非財務情報の開示指針研究会」は、質の高い非財務情報の開示を実現する指針のあるべき方向性を検討することを目的に、2021 年 6 月に経済産業省に設置された研究会である。2022 年には、IFRS S1 号及び S2 号の公開草案について、我が国産業界からの意見を踏まえて、意見書を提出した。我々は、IFRS S1 号及び S2 号の公表に向けた ISSB の継続的な努力に敬意を表するとともに、情報要請「アジェンダの優先度に関する協議」に対するコメントの機会を歓迎する。
34. 問 1 (b) に対する回答で記載した通り、当研究会は、新たなプロジェクトの開始に先立ち、ISSB が最終的に目指す、IFRS サステナビリティ開示基準の全体像が示されることが重要であると考え。全体像が示されることにより、将来の新プロジェクトの優先度を幅広い観点から検討することが可能となると同時に、関連トピックの開示に向けた作成者の準備が促進されることになる。また、将来の基準を効率的に開発するという観点からも、基準群の全体像を示すことは重要であると考え。
35. また、問 7 (d) に対する回答で記載した通り、報告における統合プロジェクトにおいては、一般目的財務報告の利用者が意思決定を行う際に有用な企業の情報を提供するという目的を明確にした上で、企業が開示を通じて、その企業の価値創造を支える要素に関する情報を論理的に示せるようにすることが重要である。企業の価値創造プロセスは本来多様なものであり、その多様性や独自性が企業の競争力の源泉であることを踏まえ、今後も継続する IFRS サステナビリティ開示基準の策定に当たって、過度に詳細な要求事項の議論に陥ることがないようにするために、企業の価値創造能力を包括的に示す枠組みが策定されることを期待する。
36. IFRS S1 及び S2 の公開草案に対する意見書においても述べたとおり、新興国を含むグローバルマーケットにおいて IFRS サステナビリティ開示基準が発展していくためには、多様な法域毎の関連制度や実務に対して包摂性と規範性をバランス良く有する基準であることが求められる。この観点から、作成者が過度に細則的な開示要求事項の形式的な充足に追われることで、ビジネスモデルや経営戦略との結びつきが確保されないボックス・ティック型の開示に陥ったり、独自性を有する本質的な情報の開示が後回しにされたりすることについては懸念を抱いている。サステナビリティ開示基準のグローバル・ベースラインとして、投資家による適切な企業価値評価につながる基準が ISSB によって策定されることを期待するとともに、我々としてもその作業に引き続き貢献をしてまいりたい。